



箕 上 下 第 1 2 5 号
平成 2 6 年 (2014 年) 1 0 月 1 日

公共下水道施設築造工事施工承認申請者 様

箕面市公営企業管理者
出水 善博



箕面市型公共ます鑄鉄製防護ハット T-8B について (通知)

平素は、本市下水道事業諸般にわたり格別のご協力をいただきお礼申し上げます。

標題の件について、下記のとおり通知いたします。

記

- (1) 公道上以外で車両が通過する場所 (戸建住宅宅地内駐車場等で車両の出入りする場所等) については、鑄鉄製防護ハット T-8B (蝶番式) の使用を可能とします。

「建設行為に関する施行基準要綱 第二十八条 (公共ます) 第 2 項 二 構造 イ 箕面市型公共ます (塩化ビニール製) 内径二百ミリメートル」について、鑄鉄製防護ハット T-14 (蝶番式) に追加し、鑄鉄製防護ハット T-8B (蝶番式) の使用を可能とします。

なお、公道上に、設置する場合は鑄鉄製防護ハット T-14 (蝶番式) に限ります。規格については、社団法人日本下水道協会 J S W S G-3 に準じます。

- (2) 適用年月日 平成 2 6 年 1 1 月 1 日

二 構造 次のとおりとする。

イ 箕面市型公共ます（塩化ビニール製）内径二百ミリメートル
次の図のとおりとする。

